



妻有御セーフティメール

発行 十日町警察署 十日町地区安全運転管理者部会 TEL 025-757-6055 FAX 025-757-6385

事務局 十日町交通センター 〒948-0051 十日町市寿町 1-1-2 <http://www.tokamachi-ankyo.or.jp/>

バックナンバー



交通安全テストの解答 ○ そのとおり。〔法第17条第2項〕

マイナ免許証の導入に備えよう

免許の保有方法は **3通り** になります



「マイナ免許証」は原形がマイナンバーカードのため、券面に「有効期限」「免許種類」等の情報は記載されません！
専用の読み取りアプリが開発される予定です

3月24日、マイナンバーカードと運転免許証の一体化※が運用開始されます

※マイナ免許を希望する方・・・長岡・上越等の免許センターにオンライン予約が必要です

ここで注意したいのが、**従業員**の運転免許証の確認業務です。

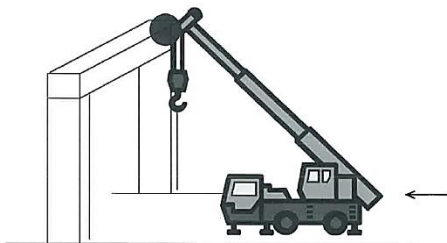
専用の「マイナ免許証読み取りアプリ」はいつから？

このアプリは開発中で、警察庁によると**3月24日**までにインストールが可能になる予定です。

報道や県警ホームページ等の情報を注視して下さい。

CASE STUDY 県内でこんな事故が発生しています！

クレーン付きトラックがクレーンを上げたまま、高さ制限の鉄骨に衝突。
鉄骨が運転席の上に落下し、運転手が亡くなった。



県内で、クレーンの上げっぱなしが原因の交通死亡事故が発生しました。注意喚起をお願いします。

◎注意点として、

- ・クレーン車を発進させる際は、クレーンアームを格納し、目視や指差しによる呼称確認など、乗車前の確認を徹底
- ・高さ制限がある場所で、高さ制限が自車の高さよりも高い道を事前に把握し走行

の2点をお願いします

管内交通事故発生状況(人身事故) (2月16日現在)

発生件数	6件	(+2件)	
死者数	0名	(±0名)	
負傷者数	7名	(+3名)	()は前年比

第2弾

あるある 横断歩道で歩行者に道を譲られた時

～出典:月刊自動車管理「安全運転管理 Q&A」～

Q 歩行者が道を譲ってくれた場合は、進行しても問題はないでしょうか？



A この場合、車両等が先に通過しても歩行者の通行を妨げたことにはなりませんので、道路交通法第38条1項に違反しないことになります。

もっとも、歩行者のうちの一人(例えば先頭の人)が道を譲ってくれたとしても、他の歩行者等(例えば後続の歩行者等)の通行を妨げれば同法に違反することになりますので注意が必要です。



再確認

交通安全テスト

問 歩道や路側帯を横切る時は、歩行者等がない場合であっても、その直前で一時停止しなければならない。

⇒解答は左上にあります。

○か×で答えてください

早めのライト!



3月のおすすめ
ライト点灯時刻

16:30~17:00

日没前後1時間は薄暮